

東海第二原子力発電所の再稼働の判断等に関する意見書の提出について

上記について、別紙のとおり地方自治法第 9 9 条の規定により関係機関に意見書を提出するものとする。

平成 2 4 年 3 月 1 9 日提出

提出者	日立市議会議員	薄 井 五 月
賛成者	日立市議会議員	大 庭 弘 美
	同	高 安 博 明
	同	石 井 仁 志
	同	蛭 田 三 雄
	同	館 野 清 道
	同	村 田 悦 雄
	同	茅 根 茂 彦
	同	佐 藤 三 夫

(提案説明)

東海第二原子力発電所の再稼働の判断するに当たっては、その安全性に関する十分な検証、万が一の場合の万全な防災対策並びにそれらに対する周辺自治体及びその住民の納得を前提に行うことを求めるため、関係機関に対し意見書を提出するものであります。

(参 考) 意見書提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政）、内閣官房長官、茨城県知事

東海第二原子力発電所の再稼働の判断等に関する意見書

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、首都圏を含む大規模な範囲に甚大な影響を及ぼし、特に周辺自治体の住民は、自分の愛するふるさとに住み続けることさえできない状況に追い込まれており、国内はもとより世界各国にも大きな衝撃を与えた。

また、放出された放射性物質の影響は、未来を託すべき子供たちの健康、そして、将来への希望にも拭いきれない不安を与えている。

今回の事故は、万が一の場合における原子力災害の規模の大きさと深刻さをまざまざと見せつけると同時に、東海第二原子力発電所に隣接する日立市民として、一旦判断を誤れば脅威ともなる施設が身近に存在することを改めて実感し、また、現在及び将来の市民の安全で安心な生活環境の保持について重大な責任を有することを再認識したところである。

現在、東海第二原子力発電所は、本年 8 月までの予定で定期検査中であるが、その再稼働の判断について、下記のとおり要望する。

記

東海第二原子力発電所の再稼働を判断するに当たっては、その安全性に関する十分な検証、万が一の場合の万全な防災対策並びにそれらに対する周辺自治体及びその住民の納得を前提に行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 4 年 3 月 日

日 立 市 議 会